

平成19年第3回常陸太田市議会定例会会議録

平成19年9月25日(火)

議事日程(第5号)

平成19年9月25日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第48号ないし議案第72号  
請願第2号
- 日程第 2 議案第73号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて  
議案第74号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて  
議案第75号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第76号 平成19年度常陸太田市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 4 議員提案第6号 常陸太田市政治倫理条例の一部改正について
- 日程第 5 議員派遣について
- 追加日程 議員提案第7号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(討論・採決)
- 日程第 2 議案第73号ないし議案第76号(一括上程・提案理由説明・質疑・採決)
- 日程第 3 議案第76号(提案理由説明・質疑・採決)
- 日程第 4 議員提案第6号(提案理由説明・採決)
- 日程第 5 議員派遣について(採決)
- 追加日程 議員提案第7号(提案理由説明・採決)

出席議員

議長	高木 将 君	副議長	梶山 昭一 君
1番	木村 郁郎 君	2番	深谷 涉 君
3番	鈴木 二郎 君	4番	荒井 康夫 君
5番	益子 慎哉 君	6番	深谷 秀峰 君
7番	平山 晶邦 君	8番	成井 小太郎 君
9番	福地 正文 君	10番	高星 勝幸 君
11番	茅根 猛 君	12番	菊池 伸也 君
13番	関 英喜 君	14番	片野 宗隆 君
15番	平山 伝 君	16番	山口 恒男 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君

19番	黒 沢 義 久 君	20番	小 林 英 機 君
21番	沢 畠 亮 君	22番	立 原 正 一 君
25番	生田目 久 夫 君	26番	宇 野 隆 子 君

説明のため出席した者

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	小 林 啓 徳 君	総 務 部 長	川 又 善 行 君
政策企画部長	江 幡 治 君	市民生活部長	綿 引 優 君
保健福祉部長	増 子 修 君	産 業 部 長	小 林 平 君
建 設 部 長	川 又 和 彦 君	会 計 管 理 者	大 森 茂 樹 君
水 道 部 長	西 野 勲 君	消 防 長	篠 原 麻 男 君
教 育 次 長	根 本 洋 治 君	福 祉 事 務 所 長	高 橋 正 美 君
秘 書 課 長	山 崎 修 一 君	総 務 課 長	岡 本 一 美 君
監 査 委 員	檜 山 直 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 谷 利 行	副 参 事 兼 総 務 係 長	吉 成 賢 一
次 長 兼 議 事 係 長	菊 池 武		

午前10時開議

議長（高木将君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は26名であります。

よって、定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 委員長報告

議長（高木将君） 日程第1，委員長報告を行います。

議案第48号から議案第72号まで並びに請願第2号，以上26件を一括議題として，各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過並びに結果について，各常任委員長及び決算特別委員長の報告を求めます。

総務委員長黒沢義久君の報告を求めます。黒沢義久君。

〔総務委員長 黒沢義久君登壇〕

総務委員長（黒沢義久君） 総務委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書を，朗読をもって報告させていただきます。平成19年第3回常陸太田市議会定例会におい

て、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査の結果の順にご報告いたします。

議案第48号常陸太田市長の資産等の公開に関する条例及び常陸太田市市税条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第50号郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理について、原案可決すべきものと決定。

議案第65号平成19年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 次、文教民生委員長関英喜君の報告を求めます。関英喜君。

〔文教民生委員長 関英喜君登壇〕

文教民生委員長（関英喜君） 文教民生委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成19年第3回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条及び第136条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査の結果の順にご報告いたします。

議案第49号常陸太田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第66号平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第67号平成19年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

請願第2号悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願、採択すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 次、産業水道委員長高星勝幸君の報告を求めます。高星勝幸君。

〔産業水道委員長 高星勝幸君登壇〕

産業水道委員長（高星勝幸君） 産業水道委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成19年第3回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果順にご報告いたします。

議案第70号平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第71号平成19年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案可決す

べきものと決定。

議案第72号平成19年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(高木将君) 次、建設委員長沢畠亮君の報告を求めます。沢畠亮君。

〔建設委員長 沢畠亮君登壇〕

建設委員長(沢畠亮君) 建設委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成19年第3回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第51号常陸太田市道路線の廃止について、原案可決すべきものと決定。

議案第52号常陸太田市道路線の変更について、原案可決すべきものと決定。

議案第53号常陸太田市道路線の認定について、原案可決すべきものと決定。

議案第68号平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第69号平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(高木将君) 次、決算特別委員長関英喜君の報告を求めます。関英喜君。

〔決算特別委員長 関英喜君登壇〕

決算特別委員長(関英喜君) 決算特別委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成19年第3回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第54号平成18年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第55号平成18年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第56号平成18年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第57号平成18年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第58号平成18年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第59号平成18年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

次のページに参りまして、議案第60号平成18年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第61号平成18年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第62号平成18年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第63号平成18年度常陸太田市水道事業会計決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第64号平成18年度常陸太田市工業用水道事業会計決算認定について、原案認定すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（高木将君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） これより討論を行います。

議案第49号、議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第64号、以上5件について討論の通告がありますので、発言を許します。26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番(宇野隆子君) 日本共産党の宇野隆子です。議案第54号平成18年度一般会計決算、議案第55号平成18年度国民健康保険特別会計決算、議案第57号平成18年度介護保険特別会計決算、議案第64号平成18年度工業用水道事業会計決算の4件と、議案第49号常陸太田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正についての合わせて5件につきまして、反対討論をいたします。

当決算は、国の税制改革に伴う18年度の庶民増税の実態が、高齢者の住民税非課税限度額の廃止、老年者控除の廃止、定率減税の半減、公的年金課税の見直しなどで、約2,000人が新たな増税の対象者となり、約1億1,671万円の増税です。働く者の賃金が減少しており、高齢者にとっては、受け取る年金が減っているのに税金が重くのしかかっており、格差拡大の中での低所得者、高齢者への対策と救済は急務であると考えます。

市長は次のように述べております。増税分を貴重な財源として、高齢者福祉を初めあらゆる住民福祉の向上のために有効に活用していく、このように述べられておりますが、国保税の高いほうへの統一、介護保険の大幅な引き上げ、子育て支援に逆行する放課後児童クラブの大幅な値上

げ、各種健康診断、がん検診などの利用料引き上げなどを行ってきました。この点で市長の姿勢を問うておきたいと思います。

歳出については、評価すべき点として、金砂郷地区、水府・里美地区への市民バスの運行、天下野診療所、里美歯科診療所の整備、学校給食センター里美センターの建設、北消防署里美出張所の整備など、防災、医療、教育施設整備など、市民の要求にこたえた事業の執行がされているということは評価できます。しかし、前段でも述べましたが、今後さらに増税が進み、格差拡大が懸念される今日、低所得者や高齢者への自治体独自のセーフティネットをどう構築するかが求められていると思います。

市税の不納欠損額2,054万9,000円、収入未済額が6億7,156万2,000円あります。これは、市民の暮らしがいかにか厳しい状態に置かれているかのあらわれです。収納率を上げることも大事なことでありますが、一人ひとりの生活実態をよく調査されて、適切な対応を求めます。

不用額4億8,330万円について、特に民生費の扶助費、衛生費、土木費、教育費などが挙げられます。それぞれ単価契約の委託料に不用額が見られますが、制度上の理由もあると思いますが、前段で申し上げたとおり、市民を取り巻く厳しい状況の中で、暮らし・福祉の充実に財源の有効な活用が図られることを望みます。

入札における落札率についても、まだまだ高どまりの傾向にあります。制度の改善はされつつありますが、落札率が3%から5%下がるだけで、多額の節税になります。入札制度の抜本的改革に十分尽くされるよう、切に申し上げます。

議案第55号平成18年度国民健康保険特別会計決算についてです。

相次ぐ医療制度の改悪は、暮らしや健康に深刻な影響を及ぼしています。18年度国保税が、一番高い常陸太田市の課税額に統一され、旧金砂郷町、旧里美村については、平等割、均等割で大幅な値上げを余儀なくされました。決算で、基金が平成18年度末残高3億9,808万7,000円、約4億円にも上ります。今、不安定な雇用や年金の引き下げなど生活悪化が進む中で、高過ぎる国保税を払いたくても払えない被保険者がたくさんおります。そのため、保険証を受け取ることさえできない世帯、短期保険証を4カ月ごとに受け取っている世帯が少なくありません。一般会計から国保のその他の繰り入れをふやし、また、4億円からある基金の取り崩しを行い、高い国保税の引き下げに努力してほしいと思います。資格証明書、短期保険証の発行は、やめるべきです。

議案第57号平成18年度介護保険特別会計決算についてです。

本決算は、1号被保険者1人当たり48.5%の大幅な保険料の値上げによって、実質収支額で1億7,975万4,000円の黒字となっております。基金が決算年度末現在額3億3,434万8,000円にもなります。いかに保険料の大幅な値上げであったかがはっきりあらわれております。保険給付費の施設介護では、当初予算額より約1億円ほど減になっております。ホテルコスト、食事代の自己負担の導入で、退所を余儀なくされる人も出ているのではないのでしょうか。居宅介護サービスにおける利用料自己負担1割に対する市独自の負担軽減の拡充、だれもが安心し

て介護サービスを受けられる制度の充実を求めます。

議案第64号平成18年度工業用水道事業会計決算についてです。

給水事業所数は4社で、依然として昨年と同じです。金砂郷工業用水道事業も加わって、一般会計から約6,000万円の多額の繰り入れで、企業会計が成り立っています。今議会、金砂郷工業用水道事業については一時休止という策をとりましたが、現状ではやむを得ないとはいえ、このような一般会計からの多額の繰り入れをしなければ運営できない状況は認められません。さらなる努力をお願いいたします。

議案第49号常陸太田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正についてです。

この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、環境保全を図ることを目的としております。再利用の促進、廃棄物の適正処理は、環境保全の上で、市民との協働でしっかり取り組まなければならない問題です。今回の一部改正である第19条「一般廃棄物収集運搬業又は処分業の許可等」の、第1項、第2項については、許可を受けようとする者、許可の更新を受けようとする者、第3項変更の許可を受けようとする者、いずれも「市長に申請をしなければならない」と改正されております。現行では、「市長の許可を受けなければならない」と明記されておりますが、改正案では、だれが許可をするのか、だれの許可を受けなければならないのかが欠落しております。改正案の「市長に申請をしなければならない」という文言に、「市長に許可申請をしなければならない」、あるいは「市長の許可を受けなければならない」と、条例にしっかり書き入れることが重要だと思います。

以上5件について、反対の意見を述べまして、討論といたします。

議長（高木将君） 以上で討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第48号常陸太田市長の資産等の公開に関する条例及び常陸太田市市税条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第49号常陸太田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第49号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第50号郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理について、議案第51号常陸太田市道路線の廃止について、議案第52号常陸太田市道路線の変更について、議案第53号常陸太田市道路線の認定について、以上4件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第53号まで、以上4件については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第54号平成18年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第54号については、原案認定することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第55号平成18年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第55号については、原案認定することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第56号平成18年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第56号については、原案認定することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第57号平成18年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第57号については、原案認定することに決しました。



議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第58号平成18年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号平成18年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号平成18年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号平成18年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号平成18年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号平成18年度常陸太田市水道事業会計決算認定について、以上6件については、委員長報告のとおり、原案認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号から議案第63号まで、以上6件については、原案認定することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第64号平成18年度常陸太田市工業用水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第64号については、原案認定することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第65号平成19年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）について、議案第66号平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第67号平成19年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第68号平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第69号平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第70号平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第71号平成19年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第72号平成19年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、以上8件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号から議案第72号まで、以上8件については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

請願第2号悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願については、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号については、採択することに決しました。

日程第2 議案第73号ないし議案第75号

議長（高木将君） 次、日程第2、議案第73号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、議案第74号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、議案第75号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、以上3件を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） お手元に配付をさせていただきました追加議案書に基づきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

まず最初に、議案第73号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成19年9月25日提出、常陸太田市長名でございます。

記といたしまして、住所、常陸太田市下高倉町2,578番地。氏名、荷見紀世美。生年月日、昭和25年2月6日。

提案理由につきましては、人権擁護委員荷見紀世美氏が、平成19年12月31日をもって任期満了となるので、その後任委員の候補者を推薦するため提案するものでございます。なお、ただいま申し上げましたように、荷見紀世美氏の略歴については2ページにつけてございますが、再任でございますので、説明を割愛させていただきます。お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、議案第74号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成19年9月25日提出、常陸太田市長名。

記、住所、常陸太田市小菅町1,210番地。氏名、中野千恵。生年月日、昭和11年5月3日。

提案理由でございますが、人権擁護委員中野千恵氏が、平成19年12月31日をもって任期満了となるので、その後任委員の候補者を推薦するため提案するものでございます。中野千恵氏につきましても再任でございますので、4ページに略歴を記してございますが、説明を割愛させていただきます。お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、議案第75号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、

議会の同意を求めるとでございます。平成19年9月25日提出，常陸太田市長名。

記，住所，常陸太田市西染町825番地。氏名，大須賀治。生年月日，昭和21年1月8日。

提案理由でございますが，人権擁護委員後藤・氏が，平成19年12月31日をもって任期満了となりますので，その後任委員の候補者を推薦するため提案するものでございます。6ページのほうに，大須賀治氏の略歴を記載してございます。住所，生年月日につきましては，ただいま申し上げましたので，学歴から申し上げます。昭和43年3月茨城大学教育学部卒業。職歴，昭和43年4月久慈郡大子町立初原小学校教諭，昭和62年4月久慈郡金砂郷町教育委員会社会教育主事，平成3年4月茨城県立西山研修所社会教育主事，平成6年4月常陸太田市立機初小学校教頭，平成9年4月茨城県立西山研修所教育課長，平成11年4月高萩市立秋山中学校長，平成14年4月常陸太田市立瑞竜中学校長，平成16年4月常陸太田市立太田中学校長，平成18年3月同校退職，平成18年4月常陸太田市立のぞみ幼稚園長として現在に至っております。

どうぞご同意をいただきますように，よろしく願いいたします。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 22番立原正一でございます。私は，ただいまの人権擁護委員のご説明ありました内容につきまして，確認をする意味でお伺いしたいと思っております。

まず，ただいま3名の方が任命をされております。まず初めに，荷見さんでございますが，この方は，もう既に平成17年1月から今日までやっておられるということで，長年のご功績があり，さらに再任ということになっているのかわかりませんが，まず，人権擁護委員といたしますと，これは非常に難しい要職でもあると思っておりますが，この荷見さんの再度任命に至りました背景でございますが，それをまず確認させてください。

次に，この人権擁護委員大須賀さんでございますが，私もよく知っている方かなと思っておりますが，当市の人権擁護委員の方々の従来のお名前を追っていきますと，非常に教育者というものがなっておられるというふうに私は記憶しているわけですが，今回の大須賀さん，ご本人は立派な方でございます。私もそれを承知しておりますが，この先生のほうに人権擁護の要職をお願いした背景も，お伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 立原議員から，まず最初に，候補者荷見さんについてのご質問がございました。その中で任命というお言葉がございましたが，任命は法務大臣がすることになっておりまして，市としては，法務大臣からの要請に従って人員を選任して，推薦をするという立場でございます。なお，荷見氏，さらには大須賀氏に関しまして，これをご提案申し上げました理由は，経験並びに見識ともにすぐれているということでございます。

議長（高木将君） 22番。（「ありがとうございます，結構です」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） これより討論を行います。  
討論の通告がありませんので，これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。  
議案第73号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては，原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって，議案第73号については，原案同意することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。  
議案第74号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては，原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって，議案第74号については，原案同意することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。  
議案第75号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては，原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって，議案第75号については，原案同意することに決しました。

日程第3 議案第76号

議長（高木将君） 次，日程第3，議案第76号平成19年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 議案第76号についてご説明申し上げます。別冊横長のつづり，1ページをお開き願います。

平成19年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）でございます。平成19年度常陸太田市の一般会計補正予算（第3号）は，次に定めるところによる。第1条，歳入歳出予算の総額に歳

入歳出それぞれ616万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237億6,254万4,000円とする。平成19年9月25日提出、市長名でございます。

内容につきましては、事項別明細によりご説明をいたします。6ページをお開きいただきます。

歳入でございます。第14款国庫支出金であります。都市再生モデル調査委託金でございます。これは、内閣府が都市再生に向けた全国のモデルとなるような先導的な取り組みを募集しておりましたものに対し、本市として応募し、このたび採択の決定を見たものでございまして、内閣府の事業を市が受託するものであります。

歳出につきましては、7ページをお開き願います。事業内容につきましては、本市の提案内容が認められたものでございまして、1つには、中心市街地のにぎわいづくりを進めるために、蔵等の歴史的建造物を調査し、その魅力やにぎわいづくりの有効性を検証すること、2つには、市内全域におけます歴史資源、観光資源、自然資源等の収集や掘り起こしに努めまして、それらをめぐるモデルルートを立案し、新たなビジネスの可能性を探ろうとするものでございます。この事業を行うため、歳入と同額の616万7,000円を計上するものでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） ただいまご説明がありました、議案第76号の一般会計補正予算の国庫支出金になります。6ページの土木費委託金、都市再生モデル調査委託金ということで616万7,000円が補正増となりました。この内閣府からの事業を受けたということで、今、2点について採択された内容ですね、中心市街地のにぎわいづくり、蔵等の調査、それと市街全域における資源の掘り起こしということで、委託事業として行うということですが、歳出の節、それぞれ8, 9, 11, 13, 14とありますけれども、それぞれの内容について伺いたいと思います。

今後、この事業をどのような体制で進めていくのか。それから、この事業の期間ですけれども、いつからいつまでなのか。それから、この616万7,000円という予算ですけれども、この事業の成果ですね、どこまでやるのか。それから、エコミュージアムとの関連について伺いたいと思います。

それから、もう1点ですけれども、先ほど、内閣府の募集に応じて本市が採択されたということで、聞くところによりますと、500件ほど手を挙げて157件ですか、採択されたということでありますけれども、この都市再生といいますのは、非常に問題がなくもないわけですね。少し調べてみましましたら、これまでは東京一極集中ということで、お金やものが全部東京のほうに集中されて、地域間格差が広がったということで、地方への埋め合わせ事業でもあると、そういうふうにも言われております。これは、今後まちづくり交付金の中で事業が進められるのではないかと思いますけれども、こういった都市再生そのものについてどのように受けとめられたのか、

これもあわせて質疑いたします。

以上です。

議長（高木将君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 都市再生モデル調査のご質問についてお答え申し上げます。

説明の関係上、まず最初に、調査の推進体制についてご説明申し上げます。調査の実施に当たりましては、あるいは取りまとめに当たりましては、地域の皆様のご理解あるいはご支援等が必要でございますことから、これらの皆様の初め、商工あるいは観光の関係の方々にもご参加をいただきます委員会を設置いたしまして、この中で実現の可能性等について協議検討をしてみたいと思います。

次に、調査の期間でございます。平成19年度の単年度事業となっておりますことから、年度内の完了を予定してございます。

それから、調査はどこまでやるのかということでございますけれども、現在の計画では、平成20年度以降に新たなビジネスモデルの可能性を念頭に、中心市街地の活性化と交流人口の増大に資する施策を立案することとしてございますことから、本年度におきましては、その基礎となる調査と位置づけまして、実施してみたいと存じます。

それから、事業費の内訳についてでございます。まず、報償費の委員会報償でございますけれども、先ほど申しました委員会につきましては、10人程度で3回程度を予定しておりますことから、その費用を計上してございます。旅費につきましては、東京の国交省、あるいは埼玉の都市整備局、あるいは県外に職員が調査に要する費用を計上したものでございます。需用費につきましては、コピーその他事務用品を計上したものでございます。それから、委託料につきましては、都市再生モデル調査の業務を必要なところに委託するための調査費を計上したものでございます。それから、使用料及び賃借料につきましては、職員の県外調査に要する高速道路の使用料を計上したものでございます。

それから、都市再生をどのように考えるかというご質問でございますけれども、昨年度でございますけれども、いわゆるまちづくり3法が改正となりまして、国におきましても、中心市街地、あるいは地方都市の再生ということを大きな目標の施策と考えておりますことから、本市といたしましても、提携しつつ、都市再生を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育次長。

〔教育次長 根本洋治君登壇〕

教育次長（根本洋治君） エコミュージアムとの関連の質問にお答えをいたしたいと思っております。

地域にある資源を調査し、学び、保護保全を行い、それを活用し、そこに住む市民が誇りを持ち、地域をよくすること、そして元気が出るようなまちづくりを実現することが、エコミュージアムの考えであります。今回の調査は、鯨ヶ丘に存する蔵等の建物を地域の資源ととらえ、調査するものでありまして、エコミュージアムの取り組みであるというふうと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質疑をいたします。この都市再生ですけれども、これは、国の構造計画の中で国家戦略の1つとして、こういう都市再生という事業がなされてきたわけですね。先ほど、埼玉などへも、普通旅費として視察に行くようなことで説明がありましたけれども、なかなか都市部では、都市再生によって再生どころか都市破壊と、このように言われて、今、この都市再生の問題では、国民の批判も非常に大きいわけです。

今回、たった6カ月間の中で、委員会を3回開くということですが、その後、必要なところへ委託するということが、モデル事業として受けまして、本当に当市のまちづくりの活性化、再生につながるような事業が、この期間の中でできるのかどうか、その辺どのように考えているのか伺いたいと思います。

国家戦略の枠内で、当市のモデル事業を引き受けるのかどうか、その辺もどう考えているのか、伺いたいと思います。

それと、もう一つは、今申し上げましたように、半年間の事業で、当市のまちづくりへの計画が十分立てられるのかどうか、これで自信があるのかどうか、私は非常に懸念を持つわけですが、そのあたりも伺いたいと思います。

議長（高木将君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 短期間で調査が完了できるのかというご質問でございますけれども、この調査の採択に当たりましては、直近9月になりましたけれども、事前に、市内におきましては、組織横断的な中心市街地活性化のプロジェクトチームが立ち上がってございまして、総務、産業、建設、教育を含めた横断的な取り組みが始まっておりますので、後段につきましては、調査も含めた委託をしまいるということございまして、よろしくご理解を賜りたいと思います。

なお、委託につきましては、取りまとめ部分だけでございまして、調査の主体はあくまで職員のほうが実施するようになってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（高木将君） 26番、よろしいですね。

ほかに質疑は……。〔「国家戦略の枠内でという部分について」と呼ぶ者あり〕副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 私どもが、昨年度第5次の総合計画を立てさせていただきまして、ご承認をいただいたところでございます。その第5次総合計画の方向性に向けて、我々が何をなすべきかを考えたときに、この事業に取り組もうとしたところでございまして、あくまでも私どもの市の発展に寄与するものと考えての提案でございます。

議長（高木将君） 26番、ありますか。26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 確かにこの事業としては、6カ月間ということですが、聞くと

ころによりますと、6月のころにほぼ決まっていたと。そのころから着々と準備は進めてきたというような話を伺っておりますが、それにつけても、このまちづくりについて、やはりまちづくりといえ、住民参加、創意工夫があってこそ、本市としての特色あるまちづくりが進められると思いますけれども、先ほども申しましたけれども、国の都市再生の問題というのは、問題がないわけではないんですね。やはり都市の……、そういうところをどう乗り越えられるかというところが非常に懸念するわけなんですけれども、今後この都市再生のモデル事業を進めるに当たって、私は先ほどの説明では十分認識できかねますので、今後、この事業については本当に本市の求めるところの事業となるように、そういうことを要望して、質疑を終わりたいと思います。

議長（高木将君） ほかに質疑はございませんか。22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 22番立原でございます。質問をしようと思っていたものが、今、同僚議員にすべてを質疑していただきまして、非常によくわかりました。

私はその中で、確認する意味で2点を確認したいと思っておりますが、本件につきましては、この都市再生につきましては、以前から新聞報道、その他の県のほうの資料なんかでも、聞くところによりまして出ておりましたものですから、それは私も理解しておりまして、本市におきましてこれに何とか参画できないものかというふうにしていたところ、ご提案されたということでございますから、これは非常に感謝をしておきたいというふうに考えております。

そこで、いろいろこの都市再生モデル調査業務委託料ということで、580万からのお金をかけていくわけございまして、先ほどの質疑の中にも出ておりますように、期間的には半年しかない。年度内いっぱいにはやりましても、5月31日だと8カ月くらい残っているのかなと思っておるわけでございますが、ここで、都市再生モデル調査業務委託というものをある会社に委託するものと考えておるわけございまして、それを調査した資料につきましては、議会のほうにご報告があるのかどうか、それが1点でございます。

それから、もう1点でございますが、先ほど、この委員会の報償のところでもご説明がありましたが、これは10人で3回程度と言いますけれども、その中でも関係者についてはお話がありました、具体的にどのような所属に関係している……、委員の人選なんです、どのようにお考えを持っているのか、その2点をお伺いしたいと思っております。

議長（高木将君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） モデル調査に関しまして、議会への報告があるかということでございますけれども、報告書につきましては、国、それから県内市町村等、相当数の印刷物を想定しておりますことから、議会におかれましては、報告についてはそのように考えてまいりたいと思っております。

それから、委員会の人選でございますけれども、合併後ということでございますことから、金砂郷、水府、里美を含めました、市域を広く、商工、観光等を含めて、人選してまいりたいと思っております。



議長（高木将君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第76号平成19年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 賛成多数であります。よって、議案第76号については、原案可決することに決しました。

#### 日程第4 議員提案第6号

議長（高木将君） 次、日程第4、議員提案第6号常陸太田市政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 議員提案第6号常陸太田市政治倫理条例の一部改正について、常陸太田市政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成19年9月25日提出。提出者、常陸太田市議会議員小林英機。賛成者、同じく立原正一、同じく生田目久夫、同じく片野宗隆、同じく福地正文。

提案理由、市が行う契約に関する遵守事項の明確化及び市民の調査請求権を容易にするため、本条例の一部改正を行うものである。

2枚目をお開き願います。常陸太田市政治倫理条例の一部を改正する条例。常陸太田市政治倫理条例（平成18年常陸太田市条例第37号）の一部を、次のように改正する。第12条第1項中、「10人」を「5人」に改める。第19条第2項に次の1号を加える。（3）3号、市長等及

び議員がその経営方針に関与している法人等。附則、この条例は、公布の日から施行する。

3枚目の新旧対照表によりご説明をいたします。

まず、12条の市民の調査権ですが、これは、現行法の10人を5人にするものであります。これによって、市民の調査請求権の行使を容易にするものであります。市民の市長に対する調査請求書は、証明する資料を添付しますので、これによって乱用されることはないと考えます。

次に、19条の「市の行う契約に関する遵守事項」中、第2項の「実質的に経営または運営に携わっている法人」に「市長等及び議員がその経営方針に関与している法人等」の1号を加えるものであります。これは、政治倫理条例を制定している市町村を見ますと、多くの自治体がこの条項を入れているので、それに倣ったものであります。「経営方針に関与している法人等」の意味ですが、例えば、会長、相談役等の肩書が付されているが、代表権のない市長等及び議員が会社の事業計画の決定や事業の執行に関与する場合が考えられます。また、この条項を規定している多くの市町村があるわけですから、すでにそこにはたくさんの行政実例があるわけでありまして、それを判断する政治倫理審査会が、その判断に困難を来たすことはないと思います。

次に、改正案提出の理由についてご説明いたします。

常陸太田市政治倫理条例は、平成18年6月定例会の最終日に成立し、平成19年4月1日から施行されたものであります。政治倫理調査特別委員会の委員だった皆様には、そのご尽力に敬意を表します。しかし、この政治倫理条例は、住民による議会の解散請求さなかのもので、しかも、6月会期に成立しなければ、流れてしまうという状況下のものでありました。また、本改正案は、市民の要望によるものであります。皆様ご存じのように、市政は、市民の厳粛な信託の上に成り立っております。市民の厳粛な信託とは、市民が、市の政治のあり方について最終の力を持っていることでもあります。さらに、政治倫理条例第1条は、市長等及び議員は、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努めなければならないと規定しております。政治倫理条例成立後1年以上経過した今、倫理の向上から考え、本条例を改正することは決して時期尚早ではないと考えます。

次に、現行法と改正案について、市民の目線に立った政治倫理はどちらか、政治倫理条例第4条の政治倫理基準に照らし、どちらがより倫理の向上に資するのか、政治倫理条例を制定している自治体と比較して、見劣りのしないのはどちらか等々の比較検討をしました結果、改正案が現行法より、市長等及び議員の職業人としてより倫理的であるとの結論に達し、本改正案を提出いたしました。これによりまして、より公正で、開かれた、民主的な市政の発展に寄与するものと考えます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

議員提案第6号常陸太田市政治倫理条例の一部改正については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立少数であります。よって、議員提案第6号については否決されました。

日程第5 議員派遣について

議長（高木将君） 次、日程第5，お手元に配付してあります議員派遣についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第12項及び会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしてありますとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付いたしてありますとおり決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま議員提案第7号割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第7号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第7号

議長（高木将君） 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

議長（高木将君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） なしと認めます。

議員提案第7号について、提案理由の説明を求めます。13番関英喜君。

〔13番 関英喜君登壇〕

13番（関英喜君） お許しをいただきましたので、議員提案第7号について、配付いたしました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第7号割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成19年9月25日提出。提出者、常陸太田市議会議員関英喜。賛成者、常陸太田市議会議員菊池伸也、同じく宇野隆子、同じく高木将、同じく川又照雄、同じく山口恒男、同じく平山晶邦。

提案理由。国においては、クレジット契約を利用した悪質商法被害、過剰与信被害を防止するため、割賦販売法を抜本的に改正されるよう、意見書をもって要望するものである。

次ページに参ります。割賦販売法の抜本的改正に関する意見書案。クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により、消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと、高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払い能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢、性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法、内職商法、その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて、割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正において、消費者に対し安心安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任において、クレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、常陸太田市議会は国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては、次の事項を実

現するよう強く要望する。

## 記

1, 過剰与信規制の具体化。クレジット会社が顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2, 不適正与信防止義務と既払い金返還責任。クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取り消し・解除であるときは、既払い金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3, 割賦払い要件と政令指定商品制の廃止。1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

次のページに参ります。

4, 登録制の導入。個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリングオフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成19年9月25日、常陸太田市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣となっております。全議員のご理解・ご賛同をいただきまして、意見書案については可決されますようお願い申し上げます。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第7号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第7号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第7号割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出については、原案可決すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第7号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 以上をもって、今期定例会の議事は、すべて議了いたしました。閉会に先立ち、市長のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成19年第3回の市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、9月7日から本日までの19日間の会期でございました。その間、専決処分の承認、条例の一部改正、制定、あるいは市道路線の廃止、変更、認定、平成18年度各会計の決算認定、平成19年度一般会計及び特別会計の補正予算、さらには人事案件など、合計30件につきましてご審議をいただきました。全案件につきまして、原案のとおり承認、可決、認定及びご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。議員の皆様の慎重かつ熱心なご審議に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

審議の過程におきまして、議案はもとより、市政全般にわたります政策課題等について、ご意見やご要望、あるいはご提言をいただきました。それぞれの趣旨につきましては、十分配慮をしてみたいと存じます。

時節柄、議員各位におかれましては、ご自愛をいただきまして、市政の進展とその円滑な運営のため、なお一層のご高配を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（高木将君） 今期定例会は、9月7日から本日まで19日間、議員各位には、本会議、委員会を通し慎重ご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、平成19年第3回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案等委員会付託表

平成19年9月13日

委員会名	日時	場所	付託議案等
総務委員会	9月14日 午前10時	全員協議会室	議案第48号 議案第50号 議案第65号
文教民生委員会	9月14日 午後2時	全員協議会室	議案第49号 議案第66号 議案第67号
産業水道委員会	9月18日 午前10時	全員協議会室	議案第70号 議案第71号 議案第72号
建設委員会	9月18日 午後2時	全員協議会室	議案第51号 議案第52号 議案第53号 議案第68号 議案第69号
決算特別委員会	9月19日 午前10時  9月20日 午前10時	全員協議会室	議案第54号 議案第55号 議案第56号 議案第57号 議案第58号 議案第59号 議案第60号 議案第61号 議案第62号 議案第63号 議案第64号



平成19年第3回常陸太田市議会定例会請願文書表(第1号)

平成19年9月13日

受理 番号	受 理 年月日	件 名 及 び 要 旨	提出者氏名	紹介議員	付 託 委員会
2	H19.8.22	<p>悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願</p> <p>クレジット契約を利用した悪質商法被害・過剰与信被害を防止するため、割賦販売法を抜本的に改正するよう求める意見書を、国会及び経済産業省に対し提出することを採択していただくよう請願いたします。</p>	<p>請願者 水戸市五軒町1丁目3番16号 茨城司法書士会 会長 川又 猛</p>	小林 英機	文教民生

平成19年第3回常陸太田市議会定例会  
一般質問発言通告者及び発言要旨

平成19年9月11日

通告順	通告者	発言要旨	答弁を 求める者
1	木村 郁郎	1. 多重債務者対策について (1) 相談窓口における多重債務問題の相談状況について (2) 多重債務者の債務整理に向けての対応指導について (3) 多重債務者の生活再建について 2. 災害時要援護者名簿作成について (1) 要援護者情報の共有についての考え方について	市長 関係部長
2	沢畠 亮	1. 常陸太田駅周辺整備計画について 2. 農業後継者対策について 3. ボランティアの事故について 4. 常陸太田工業団地・宮の郷工業団地への企業誘致について 5. 放課後子ども教室推進事業の現況について 6. 地球温暖化防止対策への当市の取り組みについて 7. 犬の登録と狂犬病予防対策について	市長 教育長 関係部長
3	立原 正一	1. 財政再構築施策について 2. 地域活性化向上への取り組み施策について 3. 少子化対策を含む人口減少防止と高揚施策について 4. 当市特産品の開発育成の取り組み施策について 5. 当市管内国道293号線と県道日立笠間線のバイパス整備動向及び常陸太田駅周辺地区まちづくりの動向について 6. 市道0120号線(県道日立笠間線藤田町から磯部町朝日屋商店間)の拡幅整備の動向について	市長 副市長 関係部長
4	片野 宗隆	1. 学校統合に伴う廃校の有効活用について (1) 北中の校舎跡地の再利用について (2) 金砂小の校舎跡地の再利用について	市長 教育長

通告順	通 告 者	発 言 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
5	生田目久夫	1. 常陸太田駅周辺まちづくりについて (1) 常陸太田駅周辺地区まちづくり計画と市内4地区説明会等について	市 長
6	菊池 伸也	1. 簡易水道(ライフライン)の管理体制の確立について (1) 水府旧庁舎にあるテレメーターの早期移設について (2) 水府地区及び里美地区の集中監視体制の確立と強化について (3) 給水システムの見直しと緊急時の給水体制の構築について (4) 漏水の多い配管の敷設替えについて 2. 学校統合による教育環境等の整備について (1) 学校統合説明会等の進捗度と問題点について (2) 旧体育館及び使用不可のプールの撤去について (3) 通学方法等について 3. 町田焼き窯跡の県の文化財指定等について	市 長 教 育 長 関 係 部 長
7	鈴木 二郎	1. 行政改革大綱の推進状況について (1) 地域協働の推進における大学等との連携協定について (2) 定員管理の適正化の推進について (3) 新評価システムの導入について 2. 業務委託費の経費削減施策について	市 長 関 係 部 長
8	茅根 猛	1. 税収の確保について 2. 難病患者に対する見舞金制度の創設等について 3. 県道・市道の道路改良について 4. 環境バックについて 5. 住宅用火災警報器の設置について 6. 少子化対策について	市 長 関 係 部 長
9	深谷 秀峰	1. 里美中学校施設整備事業について 2. 在宅介護の現状について 3. 森林の整備と景観づくりについて	市 長 教 育 長 関 係 部 長

通告順	通 告 者	発 言 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
1 0	平山 晶邦	1 . 教育施設の統廃合に伴う今後の利活用について 2 . 日立電鉄線の跡地利用について 3 . 空家の対策について 4 . 上水道会計の一体化について	市 長 教 育 長 関 係 部 長
1 1	山口 恒男	1 . 障害者福祉について ( 1 ) 障害者への対応について ( 2 ) 障害程度区分判定審査について 2 . 人事評価制度について ( 1 ) 勤務評定について	市 長 関 係 部 長
1 2	宇野 隆子	1 . 後期高齢者医療制度の問題と影響について 2 . P C B 処理施設建設計画の撤退を求めることについて 3 . 「学力テスト」の総括と今後の対応について 4 . 予約型乗合いタクシーの試行運行について 5 . 日立電鉄線跡地の取得と計画について 6 . 常陸太田駅周辺地区整備計画の問題と取り組みについて 7 . 木造住宅耐震診断の補助制度の導入について 8 . 消防の広域化の問題と市の考えについて	市 長 教 育 長 関 係 部 長

平成19年9月14日

常陸太田市議会議長 高木 将 殿

総務委員長 黒 沢 義 久

総 務 委 員 会 審 査 報 告 書

平成19年第3回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第48号	常陸太田市長の資産等の公開に関する条例及び常陸太田市市税条例の一部改正について	原案可決すべきものと決定	
議案第50号	郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理について	原案可決すべきものと決定	
議案第65号	平成19年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきものと決定	

平成19年9月14日

常陸太田市議会議長 高木 将 殿

文教民生委員長 関 英 喜

文 教 民 生 委 員 会 審 査 報 告 書

平成19年第3回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第49号	常陸太田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第66号	平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第67号	平成19年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第1号)について	原案可決 すべきも のと決定	
請願第2号	悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願	採 択 すべきも のと決定	

平成19年9月18日

常陸太田市議会議長 高木 将 殿

産業水道委員長 高星 勝 幸

産 業 水 道 委 員 会 審 査 報 告 書

平成19年第3回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第70号	平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第71号	平成19年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第1号)について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第72号	平成19年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第1号)について	原案可決 すべきも のと決定	

平成19年9月18日

常陸太田市議会議長 高木 将 殿

建設委員長 沢 畠 亮

### 建設委員会審査報告書

平成19年第3回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

事件番号	件名	審査結果	意見および要望
議案第51号	常陸太田市道路線の廃止について	原案可決すべきものと決定	
議案第52号	常陸太田市道路線の変更について	原案可決すべきものと決定	
議案第53号	常陸太田市道路線の認定について	原案可決すべきものと決定	
議案第68号	平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきものと決定	
議案第69号	平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきものと決定	



平成19年9月20日

常陸太田市議会議長 高木 将 殿

決算特別委員長 関 英 喜

決 算 特 別 委 員 会 審 査 報 告 書

平成19年第3回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第54号	平成18年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定すべきものと決定	
議案第55号	平成18年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定すべきものと決定	
議案第56号	平成18年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定すべきものと決定	
議案第57号	平成18年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定すべきものと決定	
議案第58号	平成18年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定すべきものと決定	

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第59号	平成18年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定すべきものと決定	
議案第60号	平成18年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定すべきものと決定	
議案第61号	平成18年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定すべきものと決定	
議案第62号	平成18年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定すべきものと決定	
議案第63号	平成18年度常陸太田市水道事業会計決算認定について	原案認定すべきものと決定	
議案第64号	平成18年度常陸太田市工業用水道事業会計決算認定について	原案認定すべきものと決定	

## 議員派遣について

平成19年9月25日

地方自治法第100条第12項及び会議規則第159条の規定により次のとおり議員を派遣する。

### 記

#### 1 敦賀市表敬訪問

- (1) 派遣目的 水戸烈士の偉業を偲び、その遺徳を顕彰するため恒例の松原神社例大祭への参列並びに敦賀市表敬訪問により、議会関係者等との意見交換を行い相互の理解と認識を深め併せて両市間の親善に寄与することを目的とする。
- (2) 派遣場所 敦賀市
- (3) 派遣期間 平成19年10月9日から10日まで(2日間)
- (4) 派遣議員 梶山昭一副議長、関英喜議員

#### 2 茨城県市議会議長会議員研修会

- (1) 派遣目的 茨城県市議会議長会として、各市の一般議員を対象として議会の円滑な運営を行うため、市議会に共通する事項についての講演会を行うとともに各市議員間の交流を図り、地方自治の振興発展に寄与することを目的とする。
- (2) 派遣場所 つくば市
- (3) 派遣期間 平成19年11月8日から9日まで(2日間)
- (4) 派遣議員 宇野隆子議員、福地正文議員、成井小太郎議員、益子慎哉議員

## 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、常陸太田市議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

### 記

#### 1〔過剰与信規制の具体化〕

クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

#### 2〔不適正与信防止義務と既払金返還責任〕

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

#### 3〔割賦払い要件と政令指定商品制の廃止〕

1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

#### 4〔登録制の導入〕

個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月25日

常陸太田市議会